

適用範囲

当システムの適用範囲を定めるために、その境界及び適用可能性を決定しなければならない。外部・内部の課題、順守義務、組織の単位、機能、物理的境界、活動、製品、サービス、権限、管理し影響を及ぼす組織の権限及び能力を考慮して決定し、以下の範囲に適用する。

(1) 適用範囲

製品 : 清涼飲料水及び食品・グッズのベンディングサービス、オゾン発生機器の販売、取扱商品一覧表、顧客との契約書、ルート表、各種業務マニュアル等

活動 : 車両管理（燃費測定含む）、電気使用量の管理、排出物の管理、新規開拓（サービス活動含む）、設置自販機（飲料・食品・グッズ）の維持・管理及び空き缶処理、クレーム削減、社会貢献活動、著しい環境側面特定一覧表、ホームページ、SDGs 取り組み

サービス : 隣接マンションへの配慮（騒音、排気ガス、悪臭）、取引先一覧表、業者名簿、地図等

要員 : 環境組織図、職務分掌表、社員名簿（緊急事態連絡網）等

(2) 適用事業所

本社 : 東京都足立区千住関屋町 1-15

環境マネジメントシステムの環境方針及び適用範囲はホームページより利害関係者、一般の方、入手可能である。

気候変動により経営に関して課題が出る可能性はあるが、現在は著しく悪化する影響は特にない。